

在デンパサール日本国総領事館 海外安全対策情報  
(令和5年度第1四半期：4月～6月)

1. 新型コロナウイルス関連情報

(1) インドネシア政府の主な入国規制 (6月9日現在)

6月9日、インドネシア政府は新型コロナ対策として行っていた移動規制を廃止すると発表しました。これにより入国要件とされていた2回分のワクチン接種証明書の提示、アプリ「SATUSEHAT」のダウンロード、国内移動に伴うワクチン証明書の提示、公共交通機関等におけるマスク着用は不要となりました。ただし、リスクが高い人にはワクチン接種の継続を、体調が悪い場合等にはマスク着用を推奨しています。また、今後感染が大幅に拡大した際には再度規制の強化があり得るとされています。

(2) 日本政府による主な入国規制 (4月29日以降)

日本時間4月29日午前0時以降に日本に入国する場合には、ワクチン証明書又は出国前検査証明書の提示は不要となりました。これにより、「出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書」や「ワクチンの接種証明書(3回)」の提出は不要となりました。

2. 犯罪情勢 (4月～6月)

(1) 一般犯罪(窃盗・詐欺等)

当館管轄州での日本人の窃盗被害(ひったくり、置引き等)の報告はありません。

ア 詐欺被害の未遂(お金見せて詐欺・両替詐欺)など数件の報告がありました。外出の際は所持品等の管理にご注意ください。人通りの多い明るい場所にある両替店でも両替詐欺は発生しています。クレジットカードのスキミング被害と思われる不正請求事案の報告がありました。不正な手口は様々ですので、利用の際には注意しましょう。

イ 電話詐欺の予兆と思われる相談を数件受理しました。知人を装ったり、自動音声通話で郵便局員を装ったり、虚偽の状況を作り出して不安をあおる手口です。不審な電話を受け、確認の必要があれば、公式な情報から発信元に確認しましょう。

(2) 凶悪犯(強盗・殺人・強姦等)

当館管轄州において、日本人が関連する凶悪犯被害発生の報告はありません。

(3) 薬物犯(大麻・覚せい剤等)

当館管轄州において、日本人が関連する薬物犯罪による逮捕事案がありました。警察も取締りを強化しています。違法薬物に手を出してはいけません。

(4) その他の犯罪

当館管轄州において、日本人が関連するその他の犯罪被害発生の報告はありません。

(5) 入国管理法・国外退去処分等

当館管轄州において、日本人旅行者が体調不良となり入院したところ、滞在期限を数日超過してしまい出国時に罰金を科せられた事例がありました。また、宗教の布教活動を行っていた者が資格外活動で国外退去になった事例もありました。自身の滞在期間及び資格について十分留意しましょう。

3. テロ・爆発物事件情勢 (4月～6月)

当館管轄州において、テロ・爆発物事件は発生しておらず、具体的な危険情報もありま

せん。しかし標的となりやすい場所（政府・警察関係施設、宗教関連施設、外国人が多く集まる場所等）を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、万一不審な人や物、状況を察知した場合には、速やかにその場を離れる等自身の安全確保に努めましょう。

#### 4. デモ・抗議活動等（4月～6月）

バリ州では、小規模なデモ（パプア解放等）が散見されています。暴動等大きな事態にはなっていませんが、デモ遭遇時には現場には近寄らないように注意しましょう。

#### 5. 交通事故等（4月～6月）

交通量の増加と共に、車やバイクによる無謀な運転による事故が発生しています。安全運転をしているだけでは、そのような無謀運転者による貰い事故を防げません。危険を予測し、危ない運転をしている車には近づかないなどの防御運転が必要です。

#### 6. 自然災害（4月～6月）

当館管轄州近海では、比較的大きな規模の地震の発生が続いています。万一に備えて避難用具や非常食を整える等、非常時の準備をしましょう。

#### 7. その他の感染症情報（4月～6月）

##### （1）デング熱

当館管轄州では昨年の約1.5倍の発症数です。デング熱以外にも蚊が媒介する疾病は多くありますので、しっかりとした対策が必要です。

##### （2）狂犬病

当館管轄州において日本人の感染情報の報告は受けていないものの、バリ州をはじめ、東ヌサ・トゥンガラ州において、狂犬病に感染した犬に噛まれ、死亡するニュースが連日報じられています。疑いのある場合には医師の診断を受けて指示に従いましょう。

#### 8. 対日感情（4月～6月）

対日感情は基本的に良好であり、特段の変化は見られません。一方で、5月31日、バリ州知事は、国の安全や公共の秩序を守り、文化的で品位のある質の高いバリの観光を実現するため、外国人観光客の義務として法令厳守やバリの伝統を敬うこと等の義務12項目、禁止8項目を示しました。これらに違反する外国人観光客に対しては、有効な法令に従って制裁や法的手続き措置を取るとされています。

#### 9. 日本企業の安全に関わる諸問題（4月～6月）

そのような報告はありません。

#### 10. 援護事案・その他（4月～6月）

（1）パスポート紛失・盗難に注意ください。特に空港到着時の紛失が多発しています。

（2）日本人同士による投資に関連するトラブルが報告されています。投資は大きなリスクを伴いますので、相手の信頼性や見通しを見極めるなどの十分な事前の検討が重要です。

（了）